別記第４号様式（第４の１の(2)関係）

委　　任　　状

私たちは、美里の山除間伐推進事業実施要領第３の１の(3)の規定により、　　　　　を代理人と定め、令和　　年度美里の山除間伐推進事業補助金交付申請書の事業計画に記載されている事業について、補助金の交付申請、交付請求及び受領に関する事務を委任し、その代理権を付与します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種類 | |  | | | |
| 整理  番号 | 委任年月日 | | 委任者住所 | 委任者氏名 | 印 |
|  |  | |  |  |  |

注１　本様式の委任状は、実施要領第３の１の(3)の規定に該当する場合に作成し、補助金交付申請書に添付すること。

２　「整理番号」欄は、申請書の事業計画の整理番号とし、委任者ごとに該当する整理番号を記載すること。

別記第５号様式（第４の１の(3)のア関係）

施　行　箇　所　総　括　位　置　図

|  |
| --- |
| 縮尺（１／　　　　）  注１　施行箇所の位置に、当該施行箇所の整理番号を○で囲んで表示すること。  ２　図面は、縮尺５万分の１地形図又はこれに準ずるものであること。 |

別記第６号様式（第４の１の(3)のイ関係）

森林経営計画の作成に関する同意書

私は、令和　年度美里の山除間伐推進事業補助金交付申請書の事業計画に記載されている事業箇所（以下「事業箇所」という。）に関し、次の事項について同意します。

１　事業箇所について、原則として当該申請年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。

２　事業箇所が存する林班内又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第１号ロに定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

３　施行年度の翌年度4月1日から起算して5年間は、保育間伐、主伐（間伐、皆伐）は行わないこと

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種類 | |  | | | |
| 整理  番号 | 同意年月日 | | 同意者住所 | 同意者氏名 | 印 |
|  |  | |  |  |  |

注１　本様式の同意書は、実施要領第２の５の(1)のクの(ｱ)の規定に該当する場合に作成し、補助金交付申請書に添付すること。

２　「整理番号」欄は、申請書の事業計画の整理番号とし、同意者ごとに該当する整理番号を記載すること。

３　林班内に林班計画又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に区域計画が作成されている場合

別記第７号様式（第４の１の(3)のイ関係）

森林経営計画の作成に関する同意書

私は、令和　年度美里の山除間伐推進事業補助金交付申請書の事業計画に記載されている事業箇所（以下「事業箇所」という。）に関し、次の事項について同意します。

※必要に応じて次の文言を追記する。

なお、事業箇所については、補助金交付申請時において同一の林班内又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第１号ロに定める区域（以下「区域」という。）内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く。）が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、森林経営計画の作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができないことを申し添えます。

１　事業箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。

２　事業箇所と同一の林班内又は区域内において森林経営計画が作成されるなど森林経営計画の認定要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。

３　事業箇所と同一の林班内又は区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

４　施行年度の翌年度4月1日から5年間は保育間伐、主伐（間伐、皆伐）は行わないこと。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種類 | |  | | | |
| 整理  番号 | 同意年月日 | | 同意者住所 | 同意者氏名 | 印 |
|  |  | |  |  |  |

注１　本様式の同意書は、実施要領第２の５の(1)のクの(ｲ)の規定に該当する場合に作成し、補助金交付申請書に添付すること。

２　「整理番号」欄は、申請書の事業計画の整理番号とし、同意者ごとに該当する整理番号を記載すること。

別記第８号様式（第４の５の(2)のエ関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

美里町長　上田　泰弘　様

所在地

　事業主体名

代表者名

補助金交付申請等に係る事務取扱手数料の業務内容等報告書

　このことについて、美里の山除間伐推進事業実施要領第４の５の(2)のエの規定により、下記のとおり当事業の補助金事務取扱手数料の対象とする業務内容及び徴収率（額）を報告します。

　なお、事業主体から徴収する手数料は、補助金の交付申請等に関する業務に必要な実費の範囲内であることを申し添えます。

記

１　補助金事務取扱手数料の対象とする業務内容

(1) 事業計画及び補助金交付申請等に関する業務

ア　施行予定地の位置、区域及び面積の把握（測量を含む。）

イ　事業計画書の作成

ウ　森林経営計画書等の確認及び照合

エ　補助金交付申請書等の作成及び提出

オ　施業実施状況の確認　等

(2) 補助金の受領等に関する業務

ア　補助金の受領及び配布

イ　領収書の受領及び整理

ウ　しゅん工検査時の立会い　等

２　補助金事務取扱手数料の徴収率（額）

施行地ごとの補助金の　％

（１ヘクタール（１施行地）当たり　　　　円）

別記第９号様式（第５の１関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

美里町長　上田　泰弘　様

所在地

　事業主体名

代表者名

令和　　年度美里の山除間伐推進事業完了届

令和　　年　　月　　日付け○○第　　　号で補助金交付決定のありました美里の山除間伐推進事業について、事業を完了しましたので、美里の山除間伐推進事業実施要領第５の１の規定に基づき届け出ます。

記

（添付資料）

１　事業実施箇所一覧

２　施行箇所総括位置図

３　施業図

４　施行箇所位置図（森林作業道は除く。）

５　森林作業道整備線形図

６　森林所有者との受委託契約又は経営委託契約書の写し

７　委託又は請負契約書の写し

８　事業完了後の写真(全景及び近景写真)

９　森林作業道の出来高設計書

10　伐採した不良木の平均胸高直径調査表

注）　添付資料は、該当のないものについては文字を抹消し、番号を振りなおすこと。